**地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】　新旧対照表**

| **改定後** | **現行** |
| --- | --- |
| 1.　共通機能標準仕様書について（略）2.　共通機能の要件の標準について2.1.　申請管理機能（略）2.2.　庁内データ連携機能（略）2.3.　住登外者宛名番号管理機能2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは（略）2.3.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー　住登外者宛名番号管理に関する業務フローを以下に示す。(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理① 届出書等提出　住登外者は、届出書等6を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が住民、もしくは元住民ではないことを確認し、標準準拠システム（住登外者の管理が必要な標準準拠システムをいう。以下同じ。）に、住登外者の基本４情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）を入力する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力した住登外者（以下「対象住登外者」という。）の基本４情報を住登外者宛名番号管理機能に送信して、住登外者宛名番号管理DB（当該団体の住登外者宛名番号管理に関するデータベースをいう。以下同じ。）から当該対象住登外者に該当すると判定される宛名基本情報の照会を依頼する。この際、標準準拠システムは基本４情報の完全一致や部分一致などの条件を抽出条件に設定することが出来る。⑤ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑥ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴も含めて検索すること。⑦ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑥の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、当該基本４情報及び当該基本４情報に対応する住登外者宛名番号（以下「候補者宛名基本情報」という。）を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑧ 住登外者登録　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。なお、候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報を標準準拠システムに登録、又は更新するか否かは任意とする。⑨ 住登外者宛名番号付番依頼　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当しないと判断した場合には、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、当該対象住登外者に対する住登外者宛名番号の付番を依頼する。⑩ 宛名基本情報送信　標準準拠システムは、⑧で登録した住登外者宛名番号を通知するために住登外者宛名番号管理機能へ、当該対象住登外者の宛名基本情報を送信する。その後の処理は「（2）住登外者の基本４情報変更」の業務フローの⑥「住登外者宛名基本情報受信」以降の処理で対応する。⑪ 住登外者宛名番号付番依頼受信（機能ID 0310004）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の基本４情報及び住登外者宛名番号付番依頼を受信する。⑫ 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）　住登外者宛名番号管理機能は、⑪で住登外者宛名番号付番依頼を受信した場合、対象住登外者の基本４情報を用いて、対象住登外者に対し住登外者宛名番号を付番する。　住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式7とするが、住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。⑬ 住登外者宛名番号送信（機能ID 0310024）　住登外者宛名番号管理機能は、⑫の付番後、対象住登外者の住登外者宛名番号を標準準拠システムに送信する。⑭ 住登外者登録　標準準拠システムは、受信した対象住登外者の住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。6 住登外者の登録は、届出書等の受理以外（職権等）も存在するが、本業務フローは届出書等を受理した際の業務フローを示す。（以降の業務フローにおいても同様）7 最下位の１桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の１桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W２～７）とする。余りが０又は１の場合、検査付番は０とする。(2) 住登外者の基本４情報変更① 届出書等提出　住登外者は、基本４情報の変更に係る届出書等（住所変更届出等）を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 変更する基本４情報の入力　地方公共団体は、届出書等を確認し、住登外者の基本４情報のうち、変更する情報を入力する。④ 住登外者基本４情報変更　標準準拠システムは、住登外者の基本４情報を、③により入力された情報に変更する。⑤ 変更後宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、変更後の住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、変更後の住登外者宛名基本情報を受信する。⑦ 住登外者基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した変更後の住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑧ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、⑦の検索により、当該住登外者宛名番号に対応する住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DB上で特定し、当該住登外者宛名基本情報を、変更後の住登外者宛名基本情報に更新する。⑨ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(3) 住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継① 届出書等提出　住登外者は、住登外者の登録が必要な届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が元住民であったことを確認する。転出先住所等を含めた住登外者の基本４情報を住民記録システムから連携された転出情報により確認し、入力する。④ 住登外者登録　標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。⑤ 住登外者宛名番号送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（住民宛名番号引継ぎ）（機能ID 0310023）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBに新規に登録する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(4) 住登外者が住民になった場合の処理① 宛名連携　住民記録システムは、標準準拠システムに住民記録データを連携する。② 住民記録データ登録　標準準拠システムは住民記録データを受信し、登録する。③ 住登外者の情報の名寄せ　地方公共団体は、当該住民が住登外者から住登者となったことを契機に、当該住民を住登外者としての管理から住登者としての管理とするために、標準準拠システム内において、当該住民の情報の名寄せを行う。④ 住登外者情報更新　標準準拠システムは、入力された情報をもとに、標準準拠システムの仕様に従って業務DBの更新を行う。⑤ 住登外者削除情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者として管理対象外となった住登外者宛名基本情報の削除要求を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報及び削除情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBから削除する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(5) 標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新① 住登外者重複登録の気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、宛名基本情報の更新を伴う手続などの際、同一の標準準拠システムのDBにおいて、宛名基本情報照会を行うことに伴って、宛名の重複登録（同一人物に対して、異なる住登外者宛名番号を付番することをいう。以下同じ。）したことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ（同一人物に対して複数住登外者宛名情報が存在する場合、主となる住登外者宛名情報にその他の住登外者宛名情報を紐付けることをいう。以下同じ。）する。　なお、名寄せは宛名情報を紐付ける処理であり、宛名番号を振り替えることは想定していない。⑨ 宛名基本情報の仕分け　名寄せの結果、名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）を仕分けする。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、名寄せ元宛名基本情報及び名寄せを行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せを行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ先住登外者宛名基本情報及び名寄せ元住登外者宛名基本情報のそれぞれの住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報と、名寄せ先住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名番号管理DBを更新する。⑭ 名寄せ履歴管理（機能ID 0310009）　住登外者宛名番号管理機能は、更新した住登外者宛名基本情報や名寄せの履歴を保存する。(6) 標準準拠システムが名寄せ解除を行った場合の更新① 誤った名寄せの気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、同一の標準準拠システムのDBにおいて、誤って名寄せをしたことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ解除　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ解除する。⑨ 宛名基本情報の更新　標準準拠システムは、名寄せ解除の結果を名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）に反映する。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報と、解除前の名寄せ先住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名番号管理DBを更新する。2.3.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能（略）2.3.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.3.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方（略）2.4.　団体内統合宛名機能2.4.1.　団体内統合宛名機能とは（略）2.4.2.　団体内統合宛名機能の位置付け　団体内統合宛名機能は、(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能（図上Ⓐ）及び(2) 中間サーバー連携に係る機能（図上Ⓑ）で構成される。　「(2)中間サーバー連携に係る機能」における仕様の考え方を次のとおり示す。　標準準拠システムが「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書」及び「【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）」（以下「外部インターフェイス仕様書等」という。）に規定されているインターフェイスを利用して中間サーバーと連携する際は、団体内統合宛名機能を経由し、利用する。　ただし、標準準拠システムは団体内統合宛名番号を持たないことから、標準準拠システムが団体内統合宛名機能へ連携する際、外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイス項目の内、団体内統合宛名番号が格納される項目には、宛名番号（住民宛名番号及び住登外者宛名番号をいう。以下同じ。）を格納することとする。団体内統合宛名機能は、標準準拠システムが格納した宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、もしくは中間サーバーから受信した団体内統合宛名番号を宛名番号に変換し、標準準拠システムと中間サーバーの連携を媒介する。なお、処理結果メッセージ等に含まれる団体内統合宛名番号の宛名番号への変換は任意とする。　また、団体内統合宛名機能で所持する基本４情報を中間サーバーへ連携する際は、外部インターフェイス仕様書等で定められた形式に編集すること。　以降、団体内統合宛名機能に実装される各システムとのインターフェイスを示す。これらのインターフェイスは中間サーバーの外部インターフェイスを準用したものであり、団体内統合宛名番号が格納される項目については宛名番号を格納する形式とする。　団体内統合宛名機能における標準準拠システムとのインターフェイス、住民記録システム等とのインターフェイス、中間サーバーとのインターフェイスのいずれについても、各地方公共団体において必要となるインターフェイスを実装することとし、実装にあたっては、最新の外部インターフェイス仕様書等を参照のこと。　なお、個人番号の送受信及び閲覧は、番号利用事務に限られる。　なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合においては、標準準拠システムは団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。① 標準準拠システムとの外部インターフェイス一覧② 住基システム等との外部インターフェイス一覧　なお、都道府県においては、符号取得依頼情報を都道府県サーバーに通知する必要があるが、都道府県において住民記録システムがないことを踏まえ、団体内統合宛名機能に都道府県サーバーへ通知するための機能を任意機能として実装すること等で対応する。　団体内統合宛名機能からの返却値は、団体内統合宛名番号と宛名番号の変換を除き、全て中間サーバーのレスポンスをそのまま返却するものとしている。上記インターフェイスにおいて、宛名番号に係るエラー（誤った宛名番号が設定されている等）が発生した場合には、正常に団体内統合宛名番号に変換できたレコードのみを中間サーバーに連携し、宛名番号に係るエラーがあったレコードはエラーリストで出力すること。2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等8を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。④ 団体内統合宛名番号付番依頼　対象標準準拠システムは、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報（個人番号、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）及び基本４情報をいう。以下同じ。）を送信し、団体内統合宛名番号付番を依頼する。⑤ 団体内統合宛名番号付番依頼受信（機能ID 0320001）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名付番依頼情報及び団体内統合宛名番号付番依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報検索（機能ID 0320004）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名付番依頼情報について、団体内統合宛名DB（当該団体の団体内統合宛名に関するデータベースをいう。以下同じ。）を検索する。⑦ 団体内統合宛名番号付番（機能ID 0320002）　団体内統合宛名機能は、⑥の検索の結果、当該団体内統合宛名付番依頼情報の個人番号と合致する個人番号が存在しない場合、団体内統合宛名番号を付番9し、団体内統合宛名DBに団体内統合宛名基本情報（団体内統合宛名番号及び団体内統合宛名番号付番依頼情報をいう。以下同じ。）を保存する。この時、宛名番号と業務IDもしくは独自施策システムIDに紐づく団体内統合宛名基本情報に統合宛名フラグを設定する。　付番する団体内統合宛名番号は、一意の番号にしなければならない。⑧ 中間サーバー連携（機能ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号を通知する。⑨ 団体内統合宛名番号受信　中間サーバーは、受信した団体内統合宛名番号を保存する。（以下、機関別符号の取得の流れは省略）8 団体内統合宛名番号の付番は、届出書等の受理以外（職権等）も存在するが、本業務フローは届出書等を受理した際の業務フローを示す。（以降の業務フローにおいても同様）9 最下位の１桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の１桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W２～７）とする。余りが０又は１の場合、検査付番は０とする。（※住民記録システム標準仕様書に規定されている宛名番号の付番方法と同様の方式）(2) 団体内統合宛名の更新・削除機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名更新/削除手続　地方公共団体は、受理した届出書等から団体内統合宛名の更新及び削除手続を行う。④ 団体内統合宛名基本情報送信　対象標準準拠システムは団体内統合宛名基本情報の更新及び削除情報を送信する。⑤ 団体内統合宛名基本情報更新依頼受信機能（機能 ID 0320021）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名基本情報の更新依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報管理機能（機能 ID 0320003）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名基本情報更新依頼情報に基づいて、団体内統合宛名DBを更新する。その際、住民記録システムからの更新依頼時は、常に統合宛名フラグを当該団体内統合宛名基本情報に設定するが、住民記録システム以外の基幹業務システムからの更新依頼時には、当該団体内統合宛名の住民状態が「住登者」以外の場合に限り、当該宛名情報に統合宛名フラグを設定する。⑦ 中間サーバー連携機能（機能 ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、⑥の結果、団体内統合宛名を削除する場合のみ、団体内統合宛名番号を中間サーバーに送信する。⑧ 団体内統合宛名番号付番済情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から削除対象の団体内統合宛名番号を受信する。(3) 中間サーバー連携機能（副本登録）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、副本情報登録等の例をサンプルとして記載する。① 届出書等提出　申請者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 届出等に伴う正本の登録・更新　地方公共団体は、届出書の受理等に伴い、正本の登録・更新を行う。④ 正本登録・更新　標準準拠システムは、正本の登録・更新を行う。⑤ 副本情報登録　標準準拠システムは、③により登録・更新された正本に対する副本情報の登録を行う。⑥ 副本情報送信　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、宛名番号及び副本情報を送信する。⑦ 副本情報受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、宛名番号及び副本情報を受信する。⑧ 副本情報送信　団体内統合宛名機能は、宛名番号を対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報を中間サーバーに送信する。⑨ 副本情報登録　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、団体内統合宛名番号及び副本情報を受信し、登録する。⑩ 団体内統合宛名情報要求　中間サーバーは、副本情報の連携において団体内統合宛名情報を中間サーバー端末に表示させる必要がある場合、団体内統合宛名機能に、団体内統合宛名情報を要求する。⑪ 団体内統合宛名情報提供　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから団体内統合宛名情報要求を受信し、要求された団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本４情報を団体内統合宛名DBから取得し、中間サーバーに提供する。⑫ 団体内統合宛名情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、個人番号及び基本４情報を受信する。(4) 中間サーバー連携機能（情報照会）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、情報照会の例をサンプルとして記載する。① 情報照会実施　地方公共団体は、事務に必要な情報照会を行う。② 情報照会依頼　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会依頼（宛名番号及び照会する情報の種類の情報をいう。以下同じ）を送信する。③ 情報照会依頼受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会依頼を受信する。④ 情報照会依頼送信　団体内統合宛名機能は、情報照会依頼のうち宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する。⑤ 情報照会依頼受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会依頼を受信する。⑥ 情報照会依頼送信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムに対し、情報照会依頼を送信する。⑦ 情報照会依頼受信　情報提供ネットワークシステムは、中間サーバーから、情報照会依頼を受信し、情報提供者の中間サーバーに情報照会通知を行う。⑧ 情報照会結果送信　情報提供ネットワークシステムは、情報照会結果を中間サーバーに送信する。⑨ 情報照会結果受信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムから、情報照会結果を受信し、登録する。⑩ 情報照会結果取得要求　地方公共団体は、必要なタイミングにおいて標準準拠システムに対し、情報照会結果の取得要求を行う。⑪ 情報照会結果取得要求　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑫ 情報照会結果取得要求受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会結果取得要求を受信する。⑬ 情報照会結果取得要求送信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑭ 情報照会結果取得要求受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果取得要求を受信する。⑮ 情報照会結果送信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果を送信する。⑯ 情報照会結果受信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから、情報照会結果を受信する。⑰ 情報照会結果送信　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、標準準拠システムに対し、情報照会結果を送信する。⑱ 情報照会結果取得　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果を取得し、表示する。⑲ 情報照会結果確認　地方公共団体は、情報照会結果を確認する。2.4.4.　団体内統合宛名機能に求められる機能（略）2.4.5.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.4.6.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方（略）2.5.　EUC機能（略）2.6.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能（略）3.　共通機能の標準の運用について（略） | 1.　共通機能標準仕様書について（略）2.　共通機能の要件の標準について2.1.　申請管理機能（略）2.2.　庁内データ連携機能（略）2.3.　住登外者宛名番号管理機能2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは（略）2.3.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー　住登外者宛名番号管理に関する業務フローを以下に示す。(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理① 届出書等提出　住登外者は、届出書等6を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が住民、もしくは元住民ではないことを確認し、標準準拠システム（住登外者の管理が必要な標準準拠システムをいう。以下同じ。）に、住登外者の基本４情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）を入力する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力した住登外者（以下「対象住登外者」という。）の基本４情報を住登外者宛名番号管理機能に送信して、住登外者宛名番号管理DB（当該団体の住登外者宛名番号管理に関するデータベースをいう。以下同じ。）から当該対象住登外者に該当すると判定される宛名基本情報の照会を依頼する。この際、標準準拠システムは基本４情報の完全一致や部分一致などの条件を抽出条件に設定することが出来る。⑤ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑥ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴も含めて検索すること。⑦ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑥の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、当該基本４情報及び当該基本４情報に対応する住登外者宛名番号（以下「候補者宛名基本情報」という。）を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑧ 住登外者登録　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。なお、候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報を標準準拠システムに登録、又は更新するか否かは任意とする。⑨ 住登外者宛名番号付番依頼　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当しないと判断した場合には、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、当該対象住登外者に対する住登外者宛名番号の付番を依頼する。⑩ 宛名基本情報送信　標準準拠システムは、⑧で登録した住登外者宛名番号を通知するために住登外者宛名番号管理機能へ、当該対象住登外者の宛名基本情報を送信する。その後の処理は「（2）住登外者の基本４情報変更」の業務フローの⑥「住登外者宛名基本情報受信」以降の処理で対応する。⑪ 住登外者宛名番号付番依頼受信（機能ID 0310004）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の基本４情報及び住登外者宛名番号付番依頼を受信する。⑫ 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）　住登外者宛名番号管理機能は、⑪で住登外者宛名番号付番依頼を受信した場合、対象住登外者の基本４情報を用いて、対象住登外者に対し住登外者宛名番号を付番する。　住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式7とするが、住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。⑬ 住登外者宛名番号送信（機能ID 0310024）　住登外者宛名番号管理機能は、⑫の付番後、対象住登外者の住登外者宛名番号を標準準拠システムに送信する。⑭ 住登外者登録　標準準拠システムは、受信した対象住登外者の住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。6 住登外者の登録は、届出書等の受理以外（職権等）も存在するが、本業務フローは届出書等を受理した際の業務フローを示す。（以降の業務フローにおいても同様）7 最下位の１桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の１桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W２～７）とする。余りが０の場合、検査付番は０とする。(2) 住登外者の基本４情報変更① 届出書等提出　住登外者は、基本４情報の変更に係る届出書等（住所変更届出等）を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 変更する基本４情報の入力　地方公共団体は、届出書等を確認し、住登外者の基本４情報のうち、変更する情報を入力する。④ 住登外者基本４情報変更　標準準拠システムは、住登外者の基本４情報を、③により入力された情報に変更する。⑤ 変更後宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、変更後の住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、変更後の住登外者宛名基本情報を受信する。⑦ 住登外者基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した変更後の住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑧ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、⑦の検索により、当該住登外者宛名番号に対応する住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DB上で特定し、当該住登外者宛名基本情報を、変更後の住登外者宛名基本情報に更新する。⑨ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(3) 住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継① 届出書等提出　住登外者は、住登外者の登録が必要な届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が元住民であったことを確認する。転出先住所等を含めた住登外者の基本４情報を住民記録システムから連携された転出情報により確認し、入力する。④ 住登外者登録　標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。⑤ 住登外者宛名番号送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（住民宛名番号引継ぎ）（機能ID 0310023）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBに新規に登録する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(4) 住登外者が住民になった場合の処理① 宛名連携　住民記録システムは、標準準拠システムに住民記録データを連携する。② 住民記録データ登録　標準準拠システムは住民記録データを受信し、登録する。③ 住登外者の情報の名寄せ　地方公共団体は、当該住民が住登外者から住登者となったことを契機に、当該住民を住登外者としての管理から住登者としての管理とするために、標準準拠システム内において、当該住民の情報の名寄せを行う。④ 住登外者情報更新　標準準拠システムは、入力された情報をもとに、標準準拠システムの仕様に従って業務DBの更新を行う。⑤ 住登外者削除情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者として管理対象外となった住登外者宛名基本情報の削除要求を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報及び削除情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBから削除する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(5) 標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新① 住登外者重複登録の気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、宛名基本情報の更新を伴う手続などの際、同一の標準準拠システムのDBにおいて、宛名基本情報照会を行うことに伴って、宛名の重複登録（同一人物に対して、異なる住登外者宛名番号を付番することをいう。以下同じ。）したことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ（同一人物に対して複数住登外者宛名情報が存在する場合、主となる住登外者宛名情報にその他の住登外者宛名情報を紐付けることをいう。以下同じ。）する。　なお、名寄せは宛名情報を紐付ける処理であり、宛名番号を振り替えることは想定していない。⑨ 宛名基本情報の仕分け　名寄せの結果、名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）を仕分けする。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、名寄せ元宛名基本情報及び名寄せを行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せを行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ先住登外者宛名基本情報及び名寄せ元住登外者宛名基本情報のそれぞれの住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報と、名寄せ先住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名番号管理DBを更新する。⑭ 名寄せ履歴管理（機能ID 0310009）　住登外者宛名番号管理機能は、更新した住登外者宛名基本情報や名寄せの履歴を保存する。(6) 標準準拠システムが名寄せ解除を行った場合の更新① 誤った名寄せの気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、同一の標準準拠システムのDBにおいて、誤って名寄せをしたことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ解除　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ解除する。⑨ 宛名基本情報の更新　標準準拠システムは、名寄せ解除の結果を名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）に反映する。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報と、解除前の名寄せ先住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名番号管理DBを更新する。2.3.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能（略）2.3.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.3.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方（略）2.4.　団体内統合宛名機能2.4.1.　団体内統合宛名機能とは（略）2.4.2.　団体内統合宛名機能の位置付け　団体内統合宛名機能は、(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能（図上Ⓐ）及び(2) 中間サーバー連携に係る機能（図上Ⓑ）で構成される。　「(2)中間サーバー連携に係る機能」における仕様の考え方を次のとおり示す。　標準準拠システムが「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書」及び「【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）」（以下「外部インターフェイス仕様書等」という。）に規定されているインターフェイスを利用して中間サーバーと連携する際は、団体内統合宛名機能を経由し、利用する。　ただし、標準準拠システムは団体内統合宛名番号を持たないことから、標準準拠システムが団体内統合宛名機能へ連携する際、外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイス項目の内、団体内統合宛名番号が格納される項目には、宛名番号（住民宛名番号及び住登外宛名番号をいう。以下同じ。）を格納することとする。団体内統合宛名機能は、標準準拠システムが格納した宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、もしくは中間サーバーから受信した団体内統合宛名番号を宛名番号に変換し、標準準拠システムと中間サーバーの連携を媒介する。なお、処理結果メッセージ等に含まれる団体内統合宛名番号の宛名番号への変換は任意とする。　また、団体内統合宛名機能で所持する基本４情報を中間サーバーへ連携する際は、外部インターフェイス仕様書等で定められた形式に編集すること。　以降、団体内統合宛名機能に実装される各システムとのインターフェイスを示す。これらのインターフェイスは中間サーバーの外部インターフェイスを準用したものであり、団体内統合宛名番号が格納される項目については宛名番号を格納する形式とする。　団体内統合宛名機能における標準準拠システムとのインターフェイス、住民記録システム等とのインターフェイス、中間サーバーとのインターフェイスのいずれについても、各地方公共団体において必要となるインターフェイスを実装することとし、実装にあたっては、最新の外部インターフェイス仕様書等を参照のこと。　なお、個人番号の送受信及び閲覧は、番号利用事務に限られる。　なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合においては、標準準拠システムは団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。① 標準準拠システムとの外部インターフェイス一覧② 住基システム等との外部インターフェイス一覧　なお、都道府県においては、符号取得依頼情報を都道府県サーバーに通知する必要があるが、都道府県において住民記録システムがないことを踏まえ、団体内統合宛名機能に都道府県サーバーへ通知するための機能を任意機能として実装すること等で対応する。　団体内統合宛名機能からの返却値は、団体内統合宛名番号と宛名番号の変換を除き、全て中間サーバーのレスポンスをそのまま返却するものとしている。上記インターフェイスにおいて、宛名番号に係るエラー（誤った宛名番号が設定されている等）が発生した場合には、正常に団体内統合宛名番号に変換できたレコードのみを中間サーバーに連携し、宛名番号に係るエラーがあったレコードはエラーリストで出力すること。2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等8を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。④ 団体内統合宛名番号付番依頼　対象標準準拠システムは、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報（個人番号、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）及び基本４情報をいう。以下同じ。）を送信し、団体内統合宛名番号付番を依頼する。⑤ 団体内統合宛名番号付番依頼受信（機能ID 0320001）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名付番依頼情報及び団体内統合宛名番号付番依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報検索（機能ID 0320004）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名付番依頼情報について、団体内統合宛名DB（当該団体の団体内統合宛名に関するデータベースをいう。以下同じ。）を検索する。⑦ 団体内統合宛名番号付番（機能ID 0320002）　団体内統合宛名機能は、⑥の検索の結果、当該団体内統合宛名付番依頼情報の個人番号と合致する個人番号が存在しない場合、団体内統合宛名番号を付番9し、団体内統合宛名DBに団体内統合宛名基本情報（団体内統合宛名番号及び団体内統合宛名番号付番依頼情報をいう。以下同じ。）を保存する。この時、宛名番号と業務IDもしくは独自施策システムIDに紐づく団体内統合宛名基本情報に統合宛名フラグを設定する。　付番する団体内統合宛名番号は、一意の番号にしなければならない。⑧ 中間サーバー連携（機能ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号を通知する。⑨ 団体内統合宛名番号受信　中間サーバーは、受信した団体内統合宛名番号を保存する。（以下、機関別符号の取得の流れは省略）8 団体内統合宛名番号の付番は、届出書等の受理以外（職権等）も存在するが、本業務フローは届出書等を受理した際の業務フローを示す。（以降の業務フローにおいても同様）9 最下位の１桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の１桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11（M11W２～７）とする。余りが０の場合、検査付番は０とする。（※住民記録システム標準仕様書に規定されている宛名番号の付番方法と同様の方式）(2) 団体内統合宛名の更新・削除機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名更新/削除手続　地方公共団体は、受理した届出書等から団体内統合宛名の更新及び削除手続を行う。④ 団体内統合宛名基本情報送信　対象標準準拠システムは団体内統合宛名基本情報の更新及び削除情報を送信する。⑤ 団体内統合宛名基本情報更新依頼受信機能（機能 ID 0320021）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名基本情報の更新依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報管理機能（機能 ID 0320003）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名基本情報更新依頼情報に基づいて、団体内統合宛名DBを更新する。その際、住民記録システムからの更新依頼時は、常に統合宛名フラグを当該団体内統合宛名基本情報に設定するが、住民記録システム以外の基幹業務システムからの更新依頼時には、当該団体内統合宛名の住民状態が「住登者」以外の場合に限り、当該宛名情報に統合宛名フラグを設定する。⑦ 中間サーバー連携機能（機能 ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、⑥の結果、団体内統合宛名を削除する場合のみ、団体内統合宛名番号を中間サーバーに送信する。⑧ 団体内統合宛名番号付番済情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から削除対象の団体内統合宛名番号を受信する。(3) 中間サーバー連携機能（副本登録）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、副本情報登録等の例をサンプルとして記載する。① 届出書等提出　申請者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 届出等に伴う正本の登録・更新　地方公共団体は、届出書の受理等に伴い、正本の登録・更新を行う。④ 正本登録・更新　標準準拠システムは、正本の登録・更新を行う。⑤ 副本情報登録　標準準拠システムは、③により登録・更新された正本に対する副本情報の登録を行う。⑥ 副本情報送信　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、宛名番号及び副本情報を送信する。⑦ 副本情報受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、宛名番号及び副本情報を受信する。⑧ 副本情報送信　団体内統合宛名機能は、宛名番号を対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報を中間サーバーに送信する。⑨ 副本情報登録　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、団体内統合宛名番号及び副本情報を受信し、登録する。⑩ 団体内統合宛名情報要求　中間サーバーは、副本情報の連携において団体内統合宛名情報を中間サーバー端末に表示させる必要がある場合、団体内統合宛名機能に、団体内統合宛名情報を要求する。⑪ 団体内統合宛名情報提供　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから団体内統合宛名情報要求を受信し、要求された団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本４情報を団体内統合宛名DBから取得し、中間サーバーに提供する。⑫ 団体内統合宛名情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、個人番号及び基本４情報を受信する。(4) 中間サーバー連携機能（情報照会）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、情報照会の例をサンプルとして記載する。① 情報照会実施　地方公共団体は、事務に必要な情報照会を行う。② 情報照会依頼　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会依頼（宛名番号及び照会する情報の種類の情報をいう。以下同じ）を送信する。③ 情報照会依頼受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会依頼を受信する。④ 情報照会依頼送信　団体内統合宛名機能は、情報照会依頼のうち宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する。⑤ 情報照会依頼受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会依頼を受信する。⑥ 情報照会依頼送信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムに対し、情報照会依頼を送信する。⑦ 情報照会依頼受信　情報提供ネットワークシステムは、中間サーバーから、情報照会依頼を受信し、情報提供者の中間サーバーに情報照会通知を行う。⑧ 情報照会結果送信　情報提供ネットワークシステムは、情報照会結果を中間サーバーに送信する。⑨ 情報照会結果受信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムから、情報照会結果を受信し、登録する。⑩ 情報照会結果取得要求　地方公共団体は、必要なタイミングにおいて標準準拠システムに対し、情報照会結果の取得要求を行う。⑪ 情報照会結果取得要求　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑫ 情報照会結果取得要求受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会結果取得要求を受信する。⑬ 情報照会結果取得要求送信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑭ 情報照会結果取得要求受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果取得要求を受信する。⑮ 情報照会結果送信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果を送信する。⑯ 情報照会結果受信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから、情報照会結果を受信する。⑰ 情報照会結果送信　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、標準準拠システムに対し、情報照会結果を送信する。⑱ 情報照会結果取得　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果を取得し、表示する。⑲ 情報照会結果確認　地方公共団体は、情報照会結果を確認する。2.4.4.　団体内統合宛名機能に求められる機能（略）2.4.5.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.4.6.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方（略）2.5.　EUC機能（略）2.6.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能（略）3.　共通機能の標準の運用について（略） |